

島原市医師会看護学校 同窓会 会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は島原市医師会看護学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は本部(事務所)を島原市萩原1丁目1230番地島原市医師会看護学校に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を図り、看護の向上、本学の発展と後進の便宜を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は第3条の目的を達成する為に次の事業を行う。
1) 会員相互の連絡と発展に関する事業
2) 島原市医師会看護学校との連絡
3) 本会の目的を達成する為に適当と認められた事業

第2章 会 員

- 第5条 本会は会員をもって構成する。
会員・・・以下の卒業生
島原准看護婦学校
島原看護高等専修学校
島原市医師会看護学校

第3章 役員及び役員会

- 第6条 本会には会員の中から次の役員を置く。
1. 会長……………1名 2. 副会長……………2名
3. 書記……………2名 4. 会計……………2名
5. 監事……………2名
- 第7条 役員の仕事は次の通りとする。
1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3) 書記は本会の庶務に関する一切の業務を行う。
4) 会計は本会の会計に関する一切の業務を行う。
5) 監事は本会の会計の監査にあたる。
- 第8条 役員を選出は理事会で互選する。
- 第9条 役員の仕事は次の通りとする。
1) 役員の仕事は2年間とする。
2) 再任は妨げない。最高3期までとする。但し、特例を認める。
3) 欠員により補充された役員の仕事はその役員の仕事期間とする。
4) 役員改選は半数残留とする。

第4章 理 事

- 第10条 卒業年度別に理事を2名選出する。

第5章 顧 問

- 第11条 本会に顧問を置く。
1) 顧問は、専任教員が交代で勤め任期は2年とする。

第6章 会 議

- 第12条 総 会
1) 総会は本会総括の最高議決機関であり、役員会及び理事会から提案された議案及び会則の変更その他重要な事項を審議承認する。
2) 総会は会員で構成し、会長が招集する。
3) 通常総会は年1回開催する。
4) 必要に応じ臨時総会を開催できる。
5) 総会の議長はその都度互選により選出する。
6) 総会での議事は出席会員の過半数で決する。
- 第13条 役員会
1) 役員会のメンバーは、第6条の役員で構成されるものとする。
2) 役員会は、本会の事業を企画運営にあたる。
3) 役員会は、会長が招集する。
4) 役員会は、総会で決定されたことを施行する。

- 第14条 理事会
1) 理事会のメンバーは、卒業年度別に選出された理事で構成されるものとする。

第7章 会 計

- 第15条 本会の運営費は次の通りとする。
1) 本会の運営費は会費その他の収入を以てこれにあてる。
2) 卒業時に納める会費は終身会費10,000円とする。
- 第16条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日迄とする。

付 則

- 1) 本会則は、昭和51年1月25日より施行する。
2) 本会則は、昭和60年12月1日より一部変更し、施行する。
3) 本会則は、平成19年3月1日より一部変更し、施行する。
4) 本会則は、平成21年8月10日より一部変更し、施行する。
5) 本会則は、平成23年4月1日より一部変更し、施行する。